

2つの高裁判決による311後の 日本社会のレントゲン診断

- ・311後の日本社会と心中するのはバカバカしい(?)
- ・無権利と人権のあいだ

2024. 3. 31

子ども脱被ばく裁判・避難者追出し裁判弁護団

柳原敏夫

第1、311後の日本社会と心中 するのはバカバカしい

1、311後の日本社会の現実の異常性

2、その異常事態の崩壊の具体的過程

311後の日本社会の現実 の異常性(1)

①311直後の象徴的出来事 of 双璧

(1). 4.19文科省20mSv通知

(2). 山下俊一発言

「放射線の影響は、実はニコニコ笑ってる人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。」

「皆さん、マスク止めましょう。」

「『いま、いわき市で外で遊んでいいですか』『どんどん遊んでいい』と答えました。」

文科省20mSv通知

- ・「法律による行政の原則」のあからさまな逸脱（法的クーデタ）
- ・福島県の子どもだけ放射能安全基準を20倍に引き上げる差別とその差別の合理的理由なし
- ・その後の日本社会の放射能安全基準にする。
- ・公害の安全基準との間で完全な破綻（7千倍の格差）←10万人に1人の健康被害だったが、放射性物質は「10万人中7000人ががん死」

311直後から始まった 「あべこべ」現象

①311直後からあべこべ現象

文科省20mSv通知

- ◆子どもの命・人権を守るはずの者が「日本最大の児童虐待・最悪のいじめ」の張本人に。
- ◆加害者が贖罪するのではなく、救済者を称して、命の「復興」は言わずに、経済「復興」に狂騒。
- ◆被害者は「助けてくれ」という声すらあげられず、経済的「復興」の妨害者として迫害される。

311後の日本社会の現実 の異常性(2)

②その後

ぶらぶら病

小児甲状腺がん裁判

③直近

避難者に対する強制執行

文科省20mSv通知

- ・「法律による行政の原則」のあからさまな逸脱（法的クーデタ）
- ・福島県の子どもだけ放射能安全基準を20倍に引き上げる差別とその差別の合理的理由なし
- ・その後の日本社会の放射能安全基準にする。
- ・公害の安全基準との間で完全な破綻（7千倍の格差）←10万人に1人の健康被害だったが、放射性物質は「10万人中7000人ががん死」

避難者に対する強制執行

・一審、二審とも審理終結を強硬。避難者の「国際人権法に基づく居住権」に一顧だにせず。

最高裁に係属中に、原告福島県の強制執行の申立。

As if 避難者をならず者＝ただの「不法占拠者」としか見ていない。

催告書

殿

東京地方裁判所 執行官 常德 章弘

電話 03-5721-0734

内線



1 債権者(申立人) 福島県 から、あなたが占有する本件建物(土地)について、明(引)渡しの強制執行の申立てがあったので、下記2の期日の前日までに、すべての動産類を搬出して本件建物(土地)から任意に退去するよう催告します。

2 上記期限までに任意に退去しないときは、
令和6年4月8日 午前~~午後~~ / 時00分
から、本件建物(土地)の明(引)渡しの強制執行を実施します。

3 強制執行実施の際には、あなたや家族(従業員)の方が不在の場合でも、建物等の鍵を開けて立ち入りをし、そこにある動産類をすべて搬出します。

その際、あなたや家族(従業員)の方がその遺留品を引き取らない場合、その場で売却するか、または倉庫等に一定期間保管した後に売却することになります(保管に要した費用は、あなたの負担となります。)

4 上記強制執行実施の前には、特に貴重品、身のまわり品(生活に必要な衣類など)等を必ず持ち出すようにしてください。

(注意)

任意退去の際、搬出する動産類(家財道具など)の中に、差押えを受けている物件がある場合は、前もって当職に連絡してください。

311後の日本社会の現実の異常 事態、その崩壊の具体的過程

その異常性は半世紀前の公害日本の現実と対比する中で見えてくる。→必死になって問題を克服した。それが1970年の公害国会

- ・公害対策基本法から「経済の健全な発展との調和を図る」調和条項を削除。
- ・命・健康の擁護を最優先とする姿勢に大転換する法改正、水質汚濁防止法の制定など公害問題に関する14の新法の制定という抜本的な立法的解決を実行。

公害国会から半世紀後の今日

日本史上、未曾有の放射能災害の発生

その結果、原発事故の救済について、「法の全面的な欠缺」状態の発生。

しかし、この未曾有の事態に対し、何一つ、「法の欠缺の補充」を立法的に解決しない。

→ その結果

- ・「法の全面的な欠缺」状態の放置。
- ・政府による自由裁量で、命・健康が脅かされる政策が次々と決定。 20mSv通知

第2、無権利と人権のあいだ

311後の日本社会とは、一言で
「無権利」状態

∴私たちの課題は半世紀前の公害
日本の時と同様、

「無権利」状態を「権利」状態に作
り変えること、これに尽きる。

But！人権はいかにして誕生
するか？

それは
空から降ってくるものでも、
地の底から湧いてくるものでも、
国外から導入されるものでもない。

それは
私たちの目の前の無権利状態（暗黒）
の現実の中から生まれて来るもの、こ
の現実の中からしか生まれて来ない。

人権はいかにして誕生するか？

それは

As if ガンジーの非暴力運動

暴力運動の現実の中から、その否定+
揚棄として生まれた

私たちの目の前の無権利状態（暗黒）
の現実に対し、その否定+揚棄として
生まれて来るもの、この現実の中から
しか生まれて来ない。

人権はいかにして生まれ出て来る ものか——個人的な体験——

1、高校時代の退学勧告

2、著作権事件

クリエイターの自殺・蒸発

価値を産み出した本人に対する相応しい扱いがされていない！

虫けら扱い。人間として認められていない。

放射能の問題：目の前の無権利状態（暗黒）の現実をどうやって認識したらよいか。

痛くもかゆくもない、放射能の危険性という、私たちの目の前の無権利状態（暗黒）の現実を認識すること、その過去に経験したことのない困難さに直面している。

アレクシエービッチの言葉

《チェルノブイリ事故は大惨事ではない、そこでは過去の経験はまったく役に立たない、チェルノブイリ後、私たちが住んでいるのは別の世界です。前の世界はなくなりました。でも、人々はそのことを考えたがらない。不意打ちを食らったからです....

何か起きた。でも私たちはそのことを考える方法も、よく似た出来事も、体験も持たない。私たちの視力、聴力もそれについていけない。私たちの言葉(語彙)ですら役に立たない。私たちの内なる器官すべて、そのどれも不可能。チェルノブイリを理解するためには、人は自分自身の枠から出なくてはなりません。感覚の新しい歴史が始まったのです》「チェルノブイリの祈り」31頁)。

法の欠缺の問題：放射能災害の救済について、日本の法体系が全面的な法の欠缺状態にあることをどうやって認識したらよいか。

法の欠缺も、放射能と似ている。：見えない、臭わない、痛くもない。

無視してもとくに支障がない。

事態の重要性を認識しない限り、法の穴も認識しようとしなない。

2つの高裁判決の特徴(配布資料)

- ・論点と向き合おうとしない。徹底的に逃げる(①判決で判断しない。②証人全員却下。一発結審。)
- ・放射能の危険性(内部被ばく、疫学データ)という事実問題に正面から向き合わず、とぼける、スルーする。
- ・国や福島県の違法性という法律問題の次元で、もっぱら行政の自由裁量の範囲内であるとしてお墨付きを与える。我々の国際人権法の主張は①無視するか、②福島県の主張をそのまま是認するだけ。

